東大阪市告示第１６１号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２の３第３項の規定による指定納付受託者の事務所の所在地変更に係る届出があったので、同条第４項の規定により告示する。

令和８年１１月２日

東大阪市長　野　田　義　和

１　指定納付受託者の名称、変更後の住所又は事務所の所在地

東京都港区麻布台一丁目３番１号

アマゾンジャパン合同会社

社長　ジャスパー・チャン

２　指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等の種類

ふるさと東大阪応援寄附金

３　事務所の所在地を変更した日

令和８年１１月２日